

介護給付費等の請求事務について

(令和元年度 集団指導資料)

宮城県国民健康保険団体連合会

目 次

- 1 審査支払等業務の概要 1
- 2 過誤調整（取下げ）について 7
- 3 介護給付費等請求に係る各種様式について 13
- 4 介護給付費等の請求媒体に関するお願い 14

参考様式

- ・ 介護給付費請求明細書の返戻依頼（請求取り下げ）について

1 審査支払等業務の概要

(1) 請求と支払いの流れ

介護給付費請求明細書等の請求は、事業者所在地の国保連合会へ行います。したがって、宮城県外の被保険者にサービスを提供した分についても、宮城県内の事業者であれば宮城県国保連合会に請求することになります。

事業者は、サービスを提供した翌月の10日（受付締切日※）までに国保連合会に介護給付費等を請求します。事業者への介護給付費等の支払いは、請求した翌月末に振込まれます。

※ただし、10日が土、日、祝日の場合は翌稼働日となります。

| 項目 | 日程（基準日） |
|-------------------------|-----------------|
| 事業者から国保連合会への介護給付費請求受付締切 | サービス提供月の翌月10日 |
| 国保連合会から保険者への介護給付費請求 | 連合会に請求した月の翌月15日 |
| 保険者から国保連合会への振込み | 連合会に請求した月の翌月25日 |
| 国保連合会から事業者への振込み | 連合会に請求した月の翌月末 |

(2) 通知帳票と内容

請求された明細書については国保連合会で、資格の確認及び内容の審査を行い、その支払いになる金額や返戻情報を下記のとおり事業所に送信します。

① 支払情報

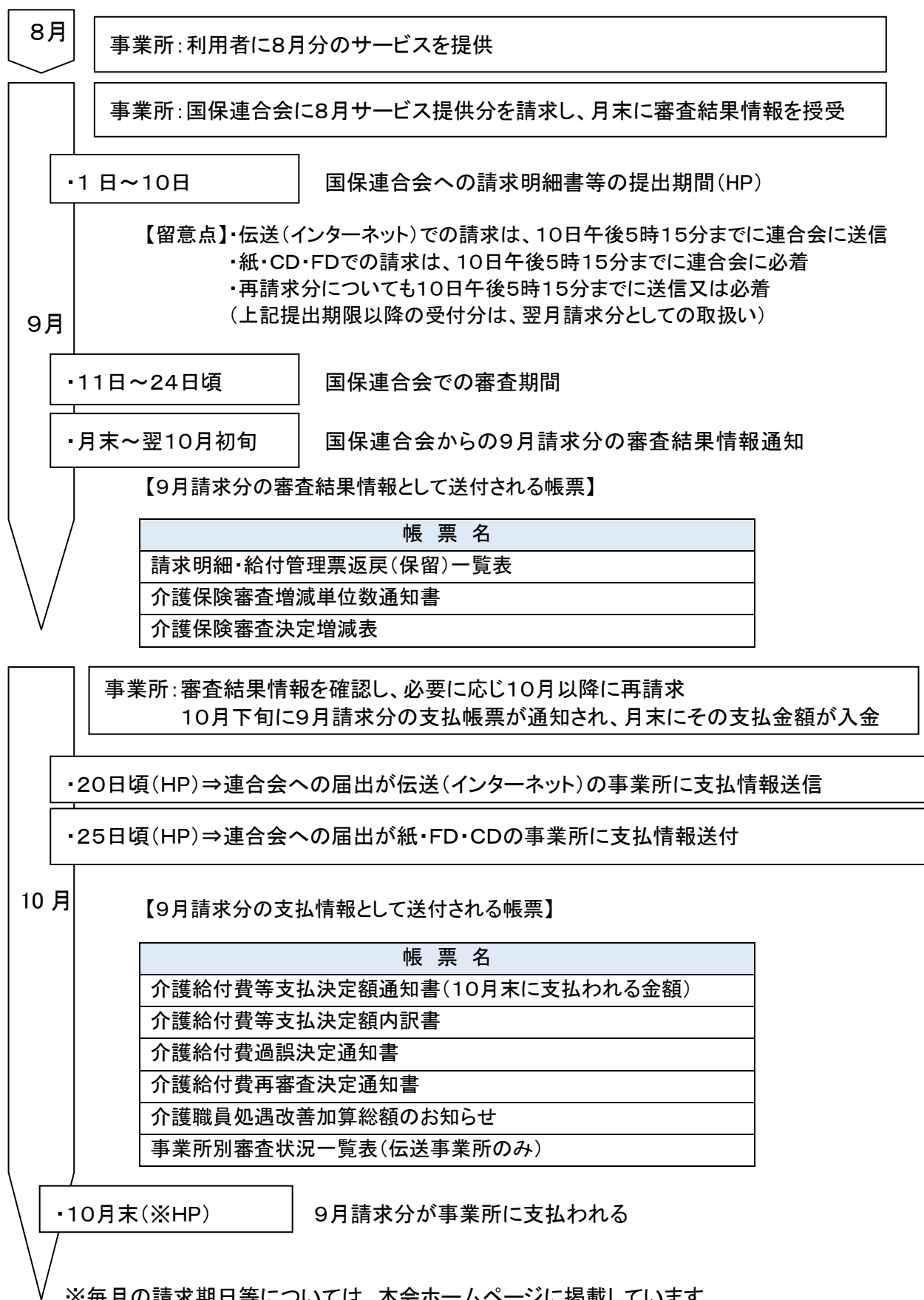
| 通知帳票名 | 主な内容 | 国保連合会への届出 | |
|-------------------|-----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | | 伝送 (インターネット) | CD・FD 帳票(※) |
| 介護給付費等支払決定額通知書 | 支払決定額 | 伝 送 に よ り 通 知 | 帳 票 に よ り 通 知 |
| 介護給付費等支払決定額内訳書 | 審査決定した支払額を保険者別及びサービス提供月別に出力 | | |
| 介護給付費過誤決定通知書 | 請求を取下げした明細書の決定状況 | | |
| 介護給付費再審査決定通知書 | 再審査（給付管理票修正）の審査結果 | | |
| 介護職員処遇改善加算総額のお知らせ | 介護職員処遇改善加算の金額を通知 | | |
| 事業所別審査状況一覧表 | 一人ひとりの決定状況を出力 | | |

② 審査結果情報

| 通知帳票名 | 主な内容 | 国保連合会への届出 | |
|---------------------|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | | 伝送 (インターネット) | CD・FD 帳票(※) |
| 請求明細・給付管理票返戻(保留)一覧表 | 審査の結果生じた返戻及び保留について請求明細書単位に出力 | 伝 送 に よ り 通 知 | 帳 票 に よ り 通 知 |
| 介護保険審査増減単位数通知書 | 給付管理票との突合等により生じた査定増減の内容(単位数及び事由等) | | |
| 介護保険審査決定増減表 | 返戻、査定増減、保留及び保留復活について保険者別、サービス提供月別に出力 | | |

※「帳票」の届出は、一定の要件を満たし、平成30年3月31日までに免除届を提出した事業所に限る。

【例：8月サービス(9月請求)分の処理日程等と通知帳票について】



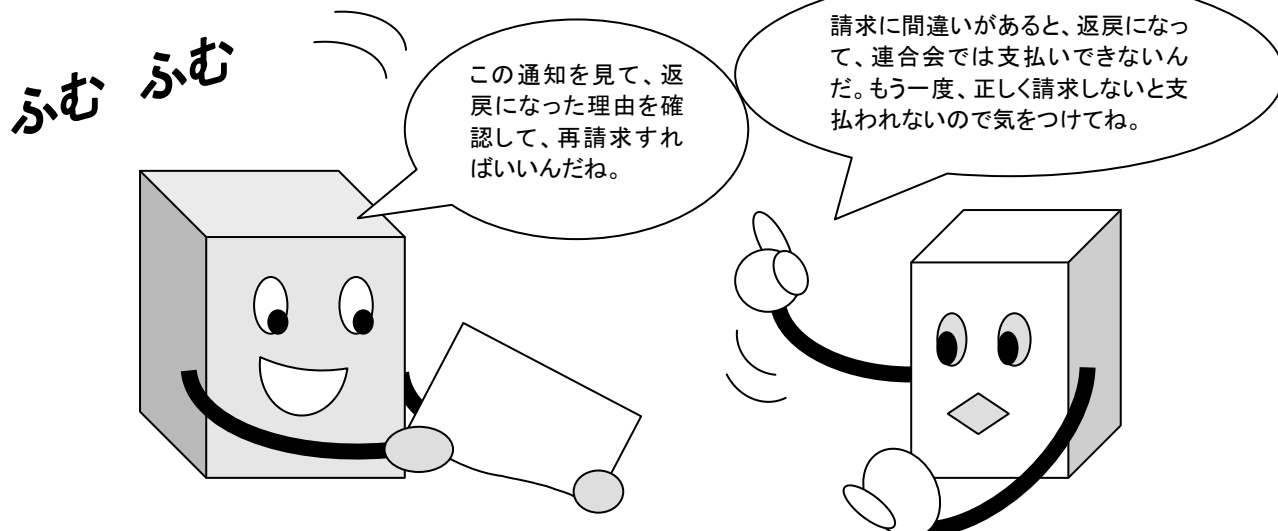
(3) 請求明細書等の返戻（へんれい）について

事業所から提出された請求明細書等について、国保連合会で審査を行います。

審査の内容は、事業所の届出情報との突合や利用者の資格との突合、又は請求されたサービスの算定内容があっているか等、多岐にわたります。

この審査において、請求明細書等の内容に誤りや違いがあった場合は、返戻となります。

返戻となった場合は、事業所が請求した月の月末～翌月初旬にかけて「請求明細・給付管理票返戻（保留）一覧表」等で通知されますので確認してください。



【留意点】

- 返戻となった請求明細書等は、審査決定されていません。そのため、支払いもされません。返戻となった理由を確認してから、再請求の必要がある場合は、翌月以降に再度、国保連合会に月遅れ分として請求し、支払いを受けてください。
- 返戻理由の確認については、宮城県国保連合会のホームページに掲載していますので、ご参照ください。

(4) 請求明細書等の再請求について

サービス事業所等は、介護サービスの請求明細書等が審査の結果返戻となった場合、その内容について確認を行い、誤りを訂正し、請求明細書等を翌月以降に国保連合会に再請求（提出）します。再請求提出分については、翌月以降、通常の請求分と一緒に10日までに提出してください。

【留意点】

- 返戻の理由が保険者（市町村）から国保連合会に送られる受給者台帳による場合、保険者（市町村）に対し台帳の訂正を依頼してから、国保連合会に再請求を行ってください。

(5) 給付管理票と居宅サービスの請求明細書の突合について

①サービス事業所の請求明細書の査定について

国保連合会の審査では、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターからの給付管理票と居宅サービス事業所の請求明細書の単位数の突合審査も行います。給付管理票と請求明細書の単位数が合わない場合は、給付管理票の単位数に合わせて請求明細書の単位数が査定（単位数が減らされること）されます。

【査定される場合の事例】

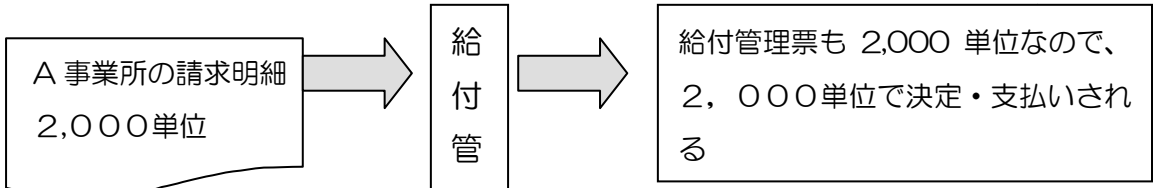
様式第十一（附則第二条関係）

給付管理票（令和元年8月分）

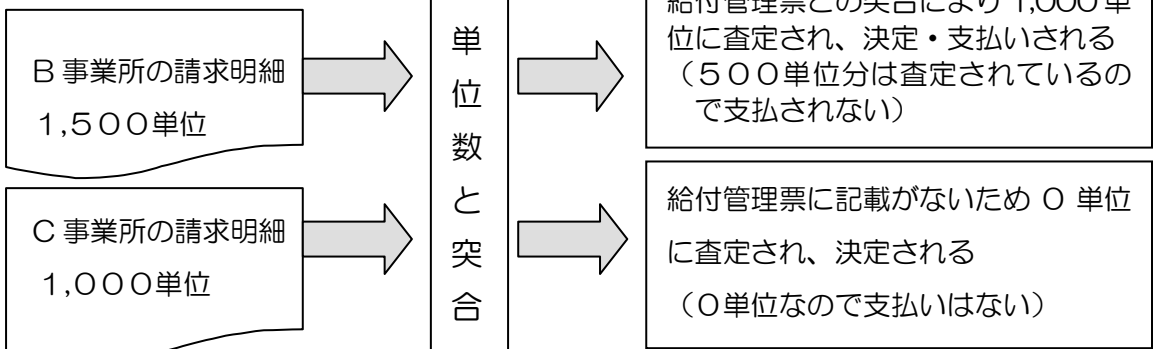
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 保険者番号 | | | | | | 保険者名 | | | | | | 作成区分 | | | | | | | | | | | |
| 0 4 9 9 9 9 | | | | | | 介護町 | | | | | | 1. 居宅介護支援事業者作成 ② 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成 | | | | | | | | | | | |
| 被保険者番号 | | | | | | 被保険者氏名 | | | | | | 居宅介護／介護予防支援事業所 | | | | | | | | | | | |
| 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 | | | | | | フリガナ | | | | | | 0 4 7 9 9 9 9 9 9 9 | | | | | | | | | | | |

| サービス事業者の事業所名 | 事業所番号 (県番号-事業所番号) | 地域密着型サービス／総合事業識別 | サービス種類名 | サービス種類コード | 給付計画単位数 |
|--------------|----------------------|-------------------|---------|-----------|---------|
| A 事業所 | 0 4 7 1 1 1 1 1 1 1 | 指定・基準該当・地域密着・総合事業 | 〇〇〇〇 | 1 1 | 2 0 0 0 |
| B 事業所 | 0 4 7 2 2 2 2 2 2 2 | 指定・基準該当・地域密着・総合事業 | 〇〇〇〇 | 1 2 | 1 0 0 0 |
| | | 指定・基準該当・地域密着・総合事業 | 〇〇〇〇 | | |

事例 1：正しく請求、支払いがされる場合



事例 2：査定される場合

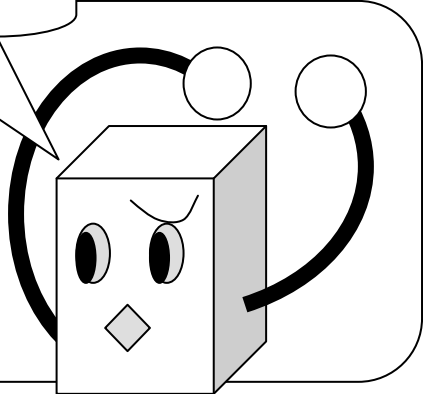


※ただし、居宅サービス事業所の請求に限度額管理の対象とならない加算（介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算等）が2種類以上算定されている場合は、システム上での計算ができないため査定を行うことができないことから、「査定でエラーのあるもの」というメッセージで返戻となります。

むむっ、0査定は実績(支払い)になってるのか～、ややこしいぞ

【留意点】

- ・事例のC事業所のように、0単位の査定された場合は何も決定されていない（実績になっていない）返戻とは違い、0単位（0円）として決定され、実績（支払）になっています。
そのため、決定されていないと思い請求明細書を再請求すると、既に決定された実績（0単位分）が有るため、重複（ちょうふく）エラーとなります。



②給付管理票（修正）の提出依頼について

サービス事業所は、請求単位数が査定となり、その理由が給付管理票の単位数の誤りによる場合、居宅介護支援事業所等（地域包括支援センターを含む。以下同様）に、給付管理票（修正）を国保連合会に提出することを依頼します。

この場合、サービス事業所等からの請求明細書の再請求（提出）は不要です。ただし、「査定でエラーのあるもの」という理由で返戻となっている場合は、再請求（提出）する必要があります。

居宅介護支援事業所等から給付管理票(修正) が提出された月に、サービス事業所等の給付実績を基に、再審査（給付管理票との再突合）が行われ、正しい単位数で突合審査が行われれば、審査の翌月の支払時に査定された分の、残りの単位数がサービス事業所に支払われます。

結果については、介護給付費再審査決定通知書等でご確認ください。

(6) 請求明細書の保留について

居宅介護支援事業者等からの給付管理票が返戻又は提出漏れだったために、請求明細書との突合ができなかった場合、サービス事業所等の請求明細書は返戻とはせず、一定期間保留します。ただし、宮城県外の利用者に関する請求の場合は保留扱いをせず、返戻とします。

①保留対象・・・給付管理票との突合で該当する給付管理票がなかった請求明細書。

②保留期間とデータの取扱い

保留期間はその請求明細書を受付した月から3か月間とします。

保留期間が過ぎても給付管理票が国保連合会に提出されない場合は返戻となります。

(例) 令和元年8月審査分(受付分)

| | 元年8月審査 | 元年9月審査 | 元年10月審査 |
|-----|--------|--------|---------|
| 1か月 | 保 留 | | |
| 2か月 | | 保 留 | |
| 3か月 | | | 返 戻 |

※「保留」と「返戻」の状況については、請求明細・給付管理票返戻(保留)一覧表の『備考』欄でご確認ください。

(7) 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業に係る請求から支払いまでの流れについては、基本的に介護給付費等の流れと同様になりますが、本会からの各種通知(1ページの1-(2)参照。)に関して、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支払等が発生する場合、支払決定額内訳書、過誤決定通知書、再審査決定通知書、審査決定増減表、審査増減単位数通知書、返戻(保留)一覧表については、介護予防・日常生活支援総合事業分を別途出力の上、通知します。

2 過誤調整（取下げ）について

(1) 過誤調整（取下げ）とは

- 事業所が国保連合会に請求を行って、既に支払いを受けた金額（介護給付費）を、一旦、請求する前（未請求）の状態に戻すことを「過誤調整」あるいは「取下げ」と言います。

(2) 過誤調整はどのような時に行うのか

- 過誤調整を行う目的は、誤って請求した内容を取り下げて、正しいものを再請求できるようにすることです。以下のような場合に、過誤調整を行います。

- ① 事業所の請求が誤っていて、本来より高い、あるいは低い金額を請求してしまい支払いを受けた場合
- ② 生活保護等の公費併用受給者の請求について、介護保険分（9割）だけを請求し、支払いを受けたが、公費分（1割）の請求をしていなかった場合
- ③ ほかの利用者のサービス実績を間違えて請求してしまい、支払いを受けた場合
- ④ 指導機関からの実地指導等により金額の返還を指導された場合

※過誤調整の内容によっては、再請求をしない場合もあります。

(3) 過誤調整の手続きについて

- 過誤調整を行う場合は、サービス事業所から過誤調整を行う利用者の保険者（市町村）に、過誤調整を行いたい旨申し出を行います。

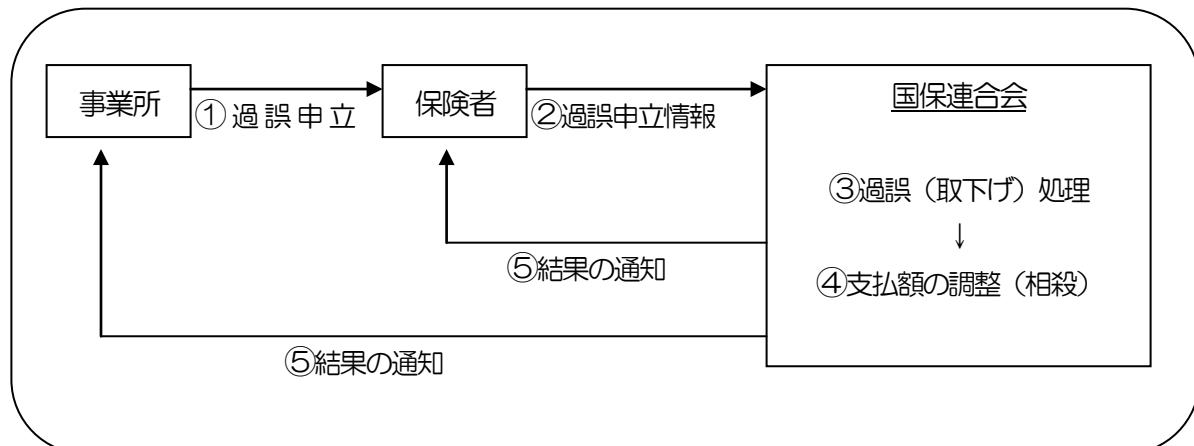
保険者が山市の場合は、各区役所の介護保険担当係に申し出します。

申し出の際は、資料の最後に添付している「介護給付費請求明細書の返戻依頼（請求取り下げ）について」（宮城県国保連合会ホームページにも様式を掲載しています。）を作成し、保険者（市町村）に提出します。

提出期限については、各保険者（市町村）によって違うので電話等で確認してください。

(4) 通常の場合の過誤調整の流れについて

- 通常過誤（取下げ）の処理の流れ



- ① サービス事業所は、「介護給付費請求明細書の返戻依頼（請求取り下げ）について」（以下、「取り下げ依頼書」という）を作成し、保険者に過誤申立（請求取り下げ）を依頼します。
- ② 保険者は、過誤申立情報を作成し、国保連合会に提出します。
- ③ 国保連合会は、過誤申立情報に基づき、過誤（取り下げ）処理を行います。
- ④ 国保連合会は、通常審査分の支払額から過誤処理分の金額を相殺して支払額を調整します。
- ⑤ 国保連合会は、処理結果を保険者及びサービス事業所に通知します。（過誤決定通知書）

（5）過誤調整で相殺（そうさい）される金額について

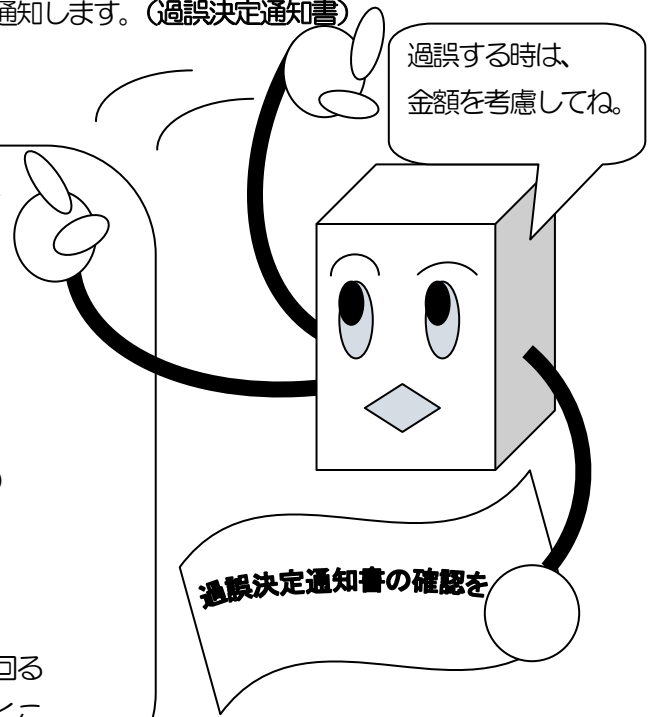
・過誤調整を行う請求明細書について、事業所は過去に保険者（市町村）から支払いを受けています。

過誤調整を行うということは、その支払いを受けた金額を、国保連合会を通して、保険者（市町村）に返すということになります。

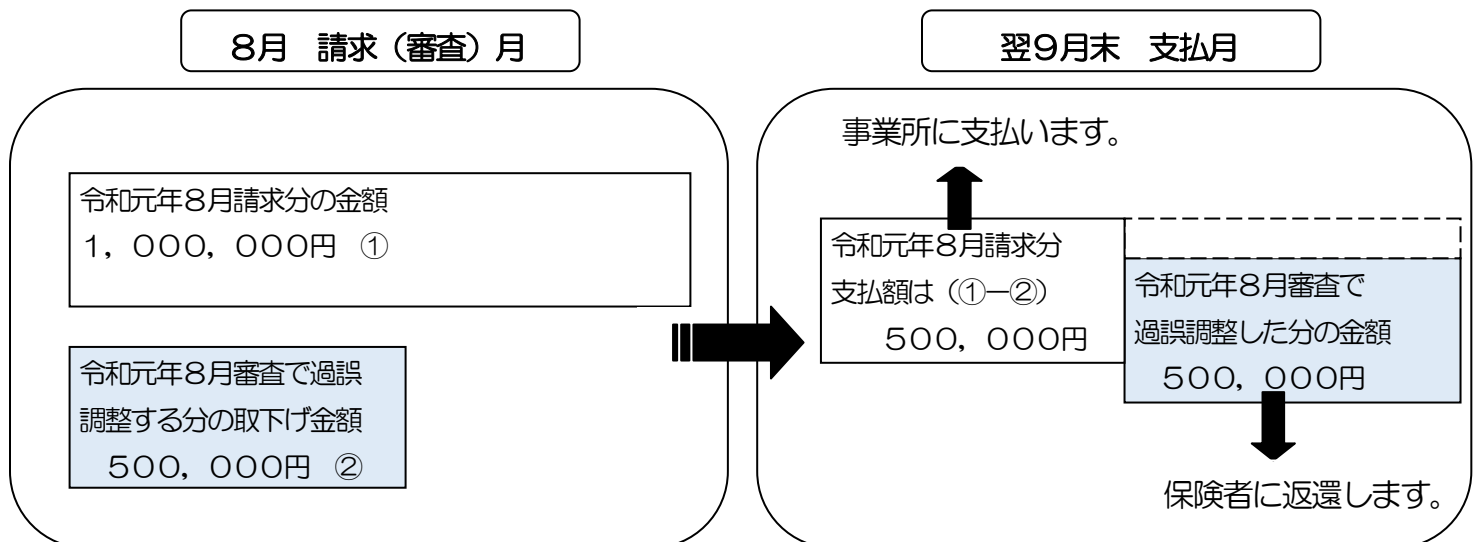
金額の返還は、国保連合会が過誤調整を行った月の、翌月末の事業所への通常請求分の支払い金額から、差し引き（相殺）することで、保険者に返還されることとなります。ただし、

過誤（取り下げ）処理を行った結果、相殺ができない場合

（支払金額がない場合、取り下げとなる金額が支払金額を上回る場合等）は、相殺ができなかった額を現金で支払っていただくこととなります。



通常過誤調整で相殺される金額のイメージ



(6) 過誤調整を依頼するにあたっての注意点

1枚の明細書（1人分の明細書データ）のうちの一部だけを過誤調整することは出来ません。

- 過誤調整（取下げ）の依頼は請求明細書単位での依頼となることから、1枚の明細書で複数のサービスがあり、そのうち1つのサービス種類のみを取り下げたい場合であっても、全てのサービス分が取り下げの対象となります。



| | |
|---------------------|-------|
| 【例】明細書の請求内容 | |
| ・通所介護 I 11 | 426単位 |
| ・通所介護サービス提供体制加算 I 1 | 18単位 |

例示では、通所介護サービス提供体制加算だけを取下げたい場合でも、過誤調整をすると、全てのサービスが過誤調整されます。

一部分だけの過誤調整は出来ないのので、過誤調整を行った結果、事業所が思っていたよりも多い金額が相殺され、支払額が少なくなってしまう場合がありますので、御留意ください。

- 過誤調整（取下げ）を、保険者に依頼ができるのは、国保連合会での審査が終了して、保険者に確定した情報が届いてからになります。（連合会から保険者への送付は審査月の翌月13日頃になります）
- 保険者に過誤調整（取下げ）処理を依頼する際は、保険者によって受付締切日が異なっていますので、事前に該当保険者に確認願います。
- 連合会の審査の結果、返戻となった請求を再請求する場合、保険者への過誤依頼は必要ありません。（事業者へ返戻しているため、過誤調整（取り下げる）する実績（金額）がないためです。）

(7) 過誤処理後の再請求

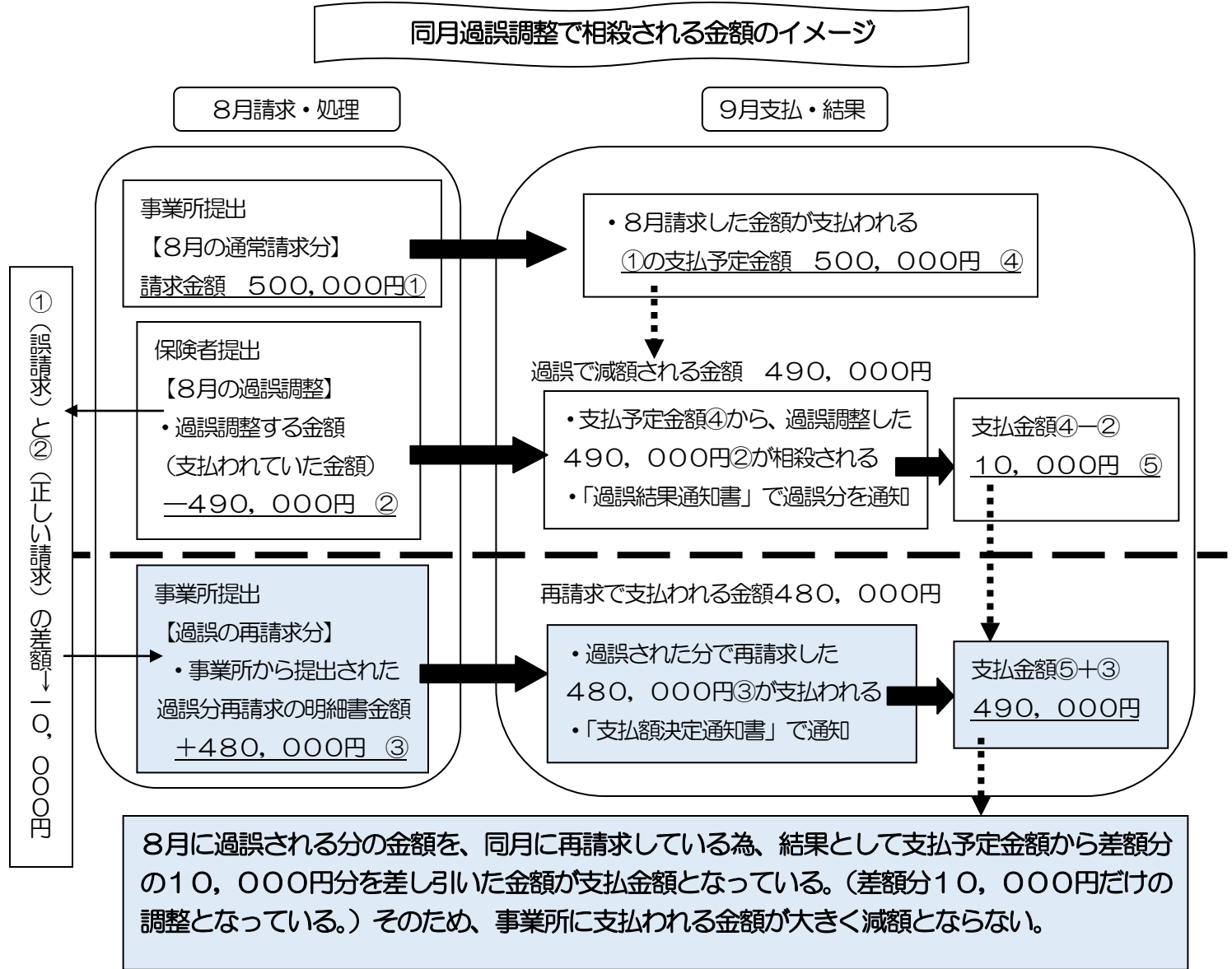
過誤調整（取下げ）処理後に再請求が必要な場合は、原則、本会から通知される「介護給付費過誤決定通知書」で過誤処理の結果を確認後、正しい請求明細書を作成し本会へ再請求を行います。

<令和元年8月に過誤処理を行った場合の処理日程>

| 令和元年8月 | 令和元年9月 | 令和元年10月 | 令和元年11月 |
|--------|-------------------------|---------|----------|
| 過誤調整処理 | 過誤処理結果の通知 支払額の調整（相殺） | 事業所が再請求 | 再請求分の支払い |

(8) 同月過誤調整（特殊な過誤）について

- ・同月過誤とは、通常過誤と違い、国保連合会での過誤調整（取下げ）の処理と、事業所等からの再請求の受け付けを同月に行うことにより、結果として、過誤調整でマイナスになる金額と、再請求でプラスになる金額の差額だけを、調整する過誤調整の方法のことです。



(9) 同月過誤調整の支払日程等

①同月過誤調整を行った場合の再請求分の支払日程

令和元年8月に同月過誤調整を行った場合

| 令和元年8月 | 令和元年9月 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・過誤調整処理 ・過誤調整分の再請求受付審査 | <ul style="list-style-type: none"> ・過誤処理結果の通知 ・支払額の調整（相殺） |

②通常過誤と同月過誤の処理日程比較

| | 令和元年8月 | 令和元年9月 | 令和元年10月 | 令和元年11月 |
|------|-----------------------|---|--------------------|-----------|
| 通常過誤 | ・過誤調整処理 | ・過誤調整処理結果の通知 ・支払額の調整（相殺） （マイナスのみ） | ・過誤調整分再請求 受付・審査 | ・再請求分の支払い |
| 同月過誤 | ・過誤調整処理 ・再請求分受付・審査 | ・過誤調整処理結果の通知 ・支払額の調整（相殺） （マイナスとプラス） | | |

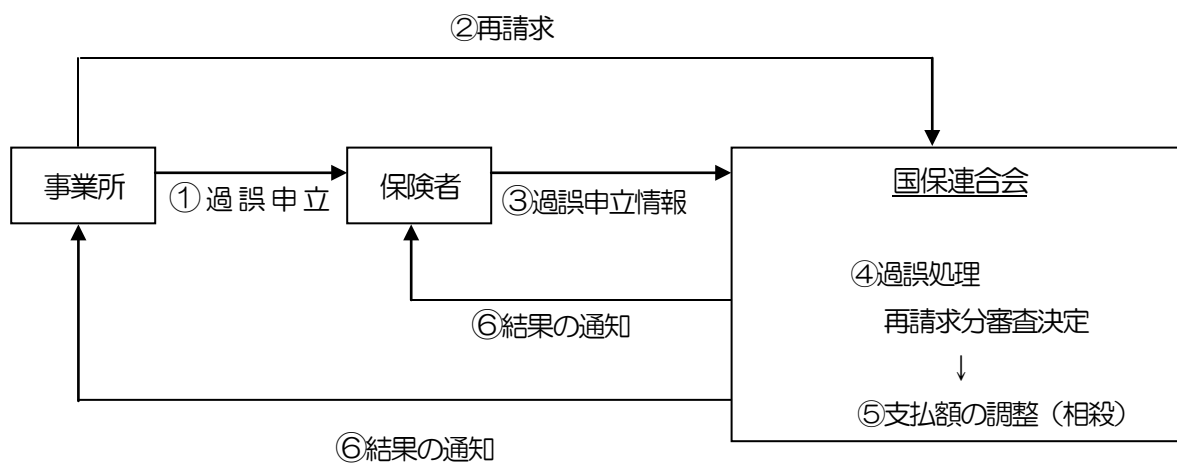
（10）同月過誤調整を行う場合の条件について

- ①過誤対象が大量の場合
- ②保険者が認めた場合

（11）同月過誤を実施するに当たっての注意点

- ①依頼の前に、保険者へ同月過誤の実施について連絡し了承を得ること。
- ②保険者と事業所間で実施月を調整すること。
（保険者が連合会へ過誤情報を提出する月と事業所が再請求する月を確認しておいてください。）
- ③同月に再請求を行わない場合は、過誤（取下げ）処理のみとなります。
- ④県内保険者に係る過誤（取下げ）のみが対象となります。
- ⑤同月過誤処理を実行した結果、事業所等からの再請求がないことにより当該事業所等からの請求額に対して過誤調整額が上回るなどのため、相殺ができない場合は、相殺できなかった額を現金でお支払いいただくことになります。

（12）同月過誤調整（取下）・再請求審査処理の流れについて



【事業所等】

- ①-1 該当保険者に対して、大量の請求誤り等が発生した旨を連絡（同月過誤調整の了承を得る）
- ①-2 取下げ依頼書を作成し、該当保険者に提出（依頼）するとともに、同月過誤・再請求の処理年月について調整
- ② 請求取り下げ依頼した再請求分の請求明細書を作成（請求漏れがないように注意して作成すること）
※ 再請求分の請求明細書については、過誤（取下げ）処理を行う月の受付締切日までに通常請求分と併せて提出（期日厳守）

【保険者】

- ③ 事業所等からの取下げ依頼書を基に介護給付費過誤申立書情報を作成し連合会に提出

【国保連合会】

- ④-1 保険者からの介護給付費過誤申立情報を受付、処理
- ④-2 事業所等からの再請求（取下げ依頼分）を通常請求分と併せて毎月の受付締切日までに受付し、再請求分を審査、決定
- ⑤ 支払額の調整（相殺）を行い、支払額を確定
- ⑥ 処理結果を保険者及びサービス事業所に通知（過誤決定通知書）

〈処理実施後の取扱い〉

【事業所等】

- ① 連合会から送付された介護給付費支払決定額等を受領
- ② 保険者へ依頼した「同月過誤処理」内容と介護給付費過誤決定通知書を確認（内容に漏れがないか確認）
- ③ 介護給付費の再請求分の決定を介護給付費等支払決定額内訳書で確認

（13）給付管理票の取消（居宅介護支援事業所のみ該当）

- ・サービスの利用実績がなかったが、誤って給付管理票を提出し、決定された場合、給付管理票の「取消」を作成し連合会へ提出することにより、決定された給付管理票が取り消されます。

〈注意〉

- ①給付管理票とともにサービス計画費を請求し決定されていた場合、給付管理票の取消により、サービス計画費も取り消し（過誤）となります。
- ②サービス事業所からの請求があった場合、①同様、サービス事業所の請求も取り消し（過誤）となります。

3 介護給付費等請求に係る各種様式について

- 介護給付費等の請求を行う際に必要な様式については、国保連合会ホームページに掲載していますので、必要に応じてダウンロード等していただき、必要事項を記載の上、国保連合会へ提出願います。

【主な様式】

(1) 介護給付費請求書等

①送達票

- ・国保連合会へ請求するサービス提供月ごとの請求件数、金額等を記載していただくものです。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の請求がある場合、送達票を作成する際には、介護給付費等の請求とは、欄を分けて作成願います。

②請求書

- ・介護給付費等を紙の様式で請求する際に、サービス提供月ごとに取りまとめて添付するものです。

③請求明細書

- ・利用者ごとに1か月の実績や保険請求額等を記載して作成するものです。

④給付管理票総括票

- ・給付管理票を紙の様式で提出する際に取りまとめて添付するものです。

⑤給付管理票

- ・利用者ごとに1か月の計画単位数等を記載して作成するものです。

※②～⑤については、国保連合会に免除届を提出している事業所のみ、紙の様式での提出が可能となります。

(2) 介護給付費等の請求及び受領に関する届

- ・介護給付費等の請求方法や国保連合会から支払いを行う際の振込先の銀行口座、口座名義人等を届出してくださいのためのものです。
- ・既に届出している口座等に変更があった場合も、本様式にて速やかに届出していただくよう願います。

(3) 介護給付費等支払決定額通知書等再発行依頼書

- ・国保連合会から送付されている「介護給付費等支払決定額通知書」などの各種帳票について、紛失等により再発行が必要となった場合に提出していただくものです。
- ・再発行依頼を行う際には、依頼書と併せて返信用切手を貼付した封筒も送付願います。

【宮城県国保連合会ホームページ】

<https://www.miyagi-kokuhoh.or.jp/>

4 介護給付費等の請求媒体に関するお願い

現在、宮城県国保連合会では、請求媒体として、CD及びFDを受け付けていますが、FDにて請求を行っている事業所におかれましては、CDに切り替えていただきますよう、御協力をお願いいたします。

【CDへ切り替える理由】

- ①市販されているFDが少なくなっている。
- ②現在市販されているパソコンにはFDを読み込む装置（ドライブ）が搭載されておらず、外付けの装置についても市販されているものが少なくなっている。
- ③現在市販されている外付け装置について、パソコンのOSのバージョンが上がった場合、使用できなくなる可能性がある。
- ④国保連合会において、パソコンやシステムの更新が2020年度に予定されており、更新後のパソコンではFDを読み込むことができなくなる可能性が高い。

FDにて請求を行っている事業所におかれましては、お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

なお、CDへの切り替えに関しては、特に国保連合会への届出は必要ありません。

